下記手続きについては、サビ管等の OJT を実施した事業所が所在する指定権者に対して行うものです。東京都が指定権者でない場合は、対象になりません。（２を参照）

別　紙

１　サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置が必要なサービス種別

療養介護・生活介護・施設入所支援・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型・就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助
児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

２　東京都への届出対象自治体

OJT 種別	**OJT を実施した事業所の所在する自治体**
サービス管理責任者	東京都【八王子市除く】
児童発達支援管理責任者	東京都【八王子市、児童相談所設置区（世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区、品川区、文京区）除く】

※八王子市、児童相談所設置区（児童系サービスのみ）及び他の道府県でのサービス管理責任者等の OJT に関する届出については、各指定権者にお問合せください。

３　改正内容（指定権者に届出が必要なものに限る。）

基礎研修修了後、実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT2 年以上）について、**以下のいずれの要件も満たす場合は、例外的に「0JT６ヶ月以上」で足りるものとする。**

要件（１）	○サービス管理責任者等基礎研修の受講開始時に、サービス管理責任者等の実務経験要件を満たしている者
要件（２）	○障害福祉サービス等事業所・施設（以下、「障害福祉サービス事業所等」という。）において、個別支援計画（原案）作成業務【★】に６ヶ月以上（**※注**）従事する者（下記ア・イ・ウのいずれか） （ア）　サービス管理責任者等のもとで、基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する場合 （イ）　やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者（実務経験者）がサービス管理責任者等とみなして、個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合 （ウ）　令和４年３月末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており（経過措置対象者）、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合
要件（３）	○要件（２）に従事することについて、指定権者へ届出を行っている者

※注１　６ヶ月以上の実務経験とは、業務に従事した期間が６ヶ月以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が 90 日以上であること

※注２　個別支援計画（原案）作成業務【★】の頻度は、少なくとも概ね 10 回以上実施することを基本とすること

【★】個別支援計画（原案）作成業務とは

・上記（ア）の場合、下記Ａ・Ｂ・Ｃ（個別支援計画の原案の作成まで）の業務に従事する者

・上記（イ）・（ウ）の場合、下記Ａから Ｅ全て（個別支援計画の作成の一連）の業務に従事する者

A	○利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。 （基準省令第 58 条第２・３項等　参照）
B	○アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。 （基準省令第 58 条第 4 項当　参照）
C	○個別支援計画の作成に係る会議を開催し、原案の内容について担当者等から意見を求める。（基準省令第 58 条第 5 項等、解釈通知第四の３(７)②ア等　参照） ※サービス管理責任者等のもとで、基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス責任者等が開催する上記会議に参画すること。
D	○上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。 （基準省令第 58 条第６項等、解釈通知第四の３(７)②イ、ウ等　参照）
E	○定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を行い、少なくとも６月に１回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。 （基準省令第 58 条第８項等、解釈通知第四の３（７）②エ等　参照）

４　届出方法について

例外的な取り扱いを受ける場合のみ、３の要件（１）、（２）に該当することを東京都に届出てください。届出方法は以下のとおりです。

（１）提出書類

①届出様式（鑑）

②届出様式その１

③届出様式その２（実務経験証明書（サービス管理責任者等 OJT））

④サービス管理責任者等基礎研修修了証の写し

⑤相談支援従事者初任者研修（２日間）受講証明書の写し

⑥実務経験証明書（基礎研修受講開始時点で既にサービス管理責任者等の実務経験要件を充足すると確認できるもの）

（２）提出期限

OJT 終了後、速やかに提出してください。

※サービス管理責任者等実践研修の申込期限から研修実施前までにサービス管理責任者等の６ヶ月 OJT が終了する場合は、OJT 終了予定として申込期限の５開庁日前までにご提出ください。（必着）

（３）提出先

【送付先】〒163-8001　東京都新宿区西新宿２-８-１　都庁第一本庁舎 28 階
東京都福祉局障害者施策推進部

指定障害福祉サービス等	サービス所管課・担当名	問合せ先
療養介護・生活介護・施設入所支援・自立訓練（機能・生活）	施設サービス支援課 障害者支援施設担当	03-5320-4156
共同生活援助（グループホーム）	地域生活支援課 居住支援担当	03-5320-4151
就労移行支援・就労継続支援（A 型・B 型）・就労定着支援	地域生活支援課 就労支援担当	03-5320-4158
自立生活援助	地域生活支援課 在宅支援担当	03-5320-4325
福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設	施設サービス支援課 児童福祉施設担当	03-5320-4152
児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援	療育課 児童通所支援担当	03-5320-4380

（４）審査結果について

・各サービス所管で、内容等を審査します。

・受付可能と判断できた場合は、「受付印」を押印した届出様式の写し（PDF）を、**東京都に登録しているメールアドレス**へ返送します。

・受付できない場合は、その旨をメールで回答します。

・届出の原本は東京都で保管しますので、返却しません。

・受付できない場合で、添付書類の返却が必要な際は、（３）問合せ先まで申出ください。

（５）届出に伴う注意事項

・東京都への**届出から審査回答までに１週間程度かかります**。

・必ずサービス管理責任者等実践研修の申込前に東京都への届出及び審査回答まで完了してください。

・**OJT を実施した事業所の指定権者が東京都でない場合は、各指定権者に届出方法をお問合せください。**

・この届出は基礎研修修了後、実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）の期間の例外的な取扱いについて審査するものです。研修の受講可否とは異なりますので、ご注意ください。

５　サービス管理責任者等の実践研修等の修了証が交付された後、サービス管理責任者等の配置変更をする場合は、東京都福祉保健財団に変更届を提出してください。

【サービス管理責任者等の変更届の届出先】
〒163-0718　東京都新宿区西新宿 2-7-1　新宿第一生命ビルディング 18 階
公益財団法人　東京都福祉保健財団　事業者支援部　障害福祉事業者指定室
（サービス種別名）宛て